

4.3.3 利活用ゾーニング

堺第 7-3 区の活性化コンセプトである「いのち・環境を大切にする心を育む空間の市民還元」を実現するため、利活用ゾーニングを以下のとおりとします。

みなと堺グリーンひろば周辺地区は野球場や芝生広場、風車ひろばなどを有し、今後さらなる有効活用を推進するために、「**スポーツ・コミュニケーションゾーン**」と位置づけます。

先端緑地周辺はパブリックアクセスの向上、生物共生護岸による生物の生息環境の確保するために「**環境創造・親水ゾーン**」と位置づけます。

共生の森周辺地区は、広域で良好な自然環境を有しており、今後も自然を活かした利活用を推進するため、また堺太陽光発電所を有し再生可能エネルギーの創造を今後も推進していくために「**自然共生ゾーン**」と位置づけます。

フェニックス堺基地周辺エリアは、未利用地の利活用の検討を推進することから、「**資源循環等・土地活用促進ゾーン**」と位置づけ、各施設の拡充用地として活用します。

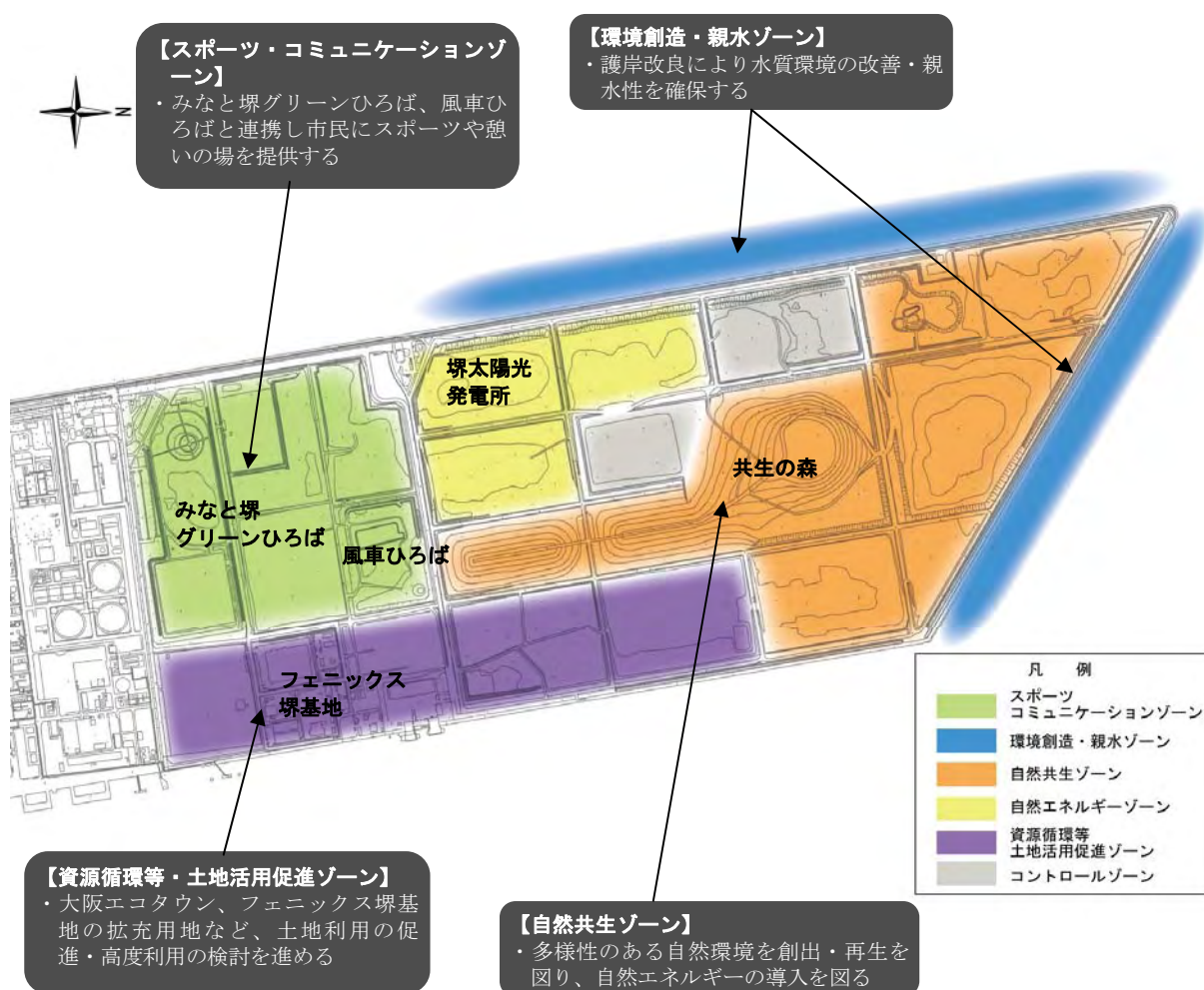


図 堺第 7-3 区の利活用ゾーニング

4.3.4 コンセプト実現に向けた課題及び活性化方策

堺第 7-3 区におけるコンセプト実現に向けた課題、活性化方策及び施策メニューは以下のとおりです。

表 コンセプト実現に向けた課題、活性化方策及び施策メニュー	
活性化方策	
①市民活動・環境教育の一層の促進	
環境教育等 一部で市民の活用がされている一方で、立入禁止区域が存在する等、有効な利用が図られていない部分も存するため、今後はそういった土地を有効活用することで市民活動・環境教育の一層の促進を図る。	行政・企業・市民・NPO等多様な主体による森づくり ・安全性に配慮（立ち入り区域の限定など）した廃棄物処分場の暫定 ・廃棄物処分場の制約的に配慮しつつ植栽活動・自然体験などの市民活動の一層の促進 ・野鳥や小動物、昆虫など多様な生物の生息空間の確保・維持 ・森林再生を自然遷移にめだね人の管理を最少限とした区域の保全 ・CO2吸収に寄与（グリーンカーボン）やクールダムとしての機能を有する共生の森の整備の一層の促進 ・太陽光発電設備とエコタウン、共生の森が連携した環境学習・社会実験の実施 ・野鳥等の生物や自然観察・保護活動の展開 ・西側護岸の改良（背後地盤嵩上げ、スロープ設置等）や見晴らし台の設置により、大阪湾への眺望を確保 ・海を眺めながら散策・走行可能な護岸沿いの遊歩道や自転車通行空間の確保
②市民への健康・運動・コミュニケーション機会の提供	
閉鎖された空間の開放を目的とし、自転車道の整備やイベント等を積極的に誘致すること、市民の健康・運動・コミュニケーションの機会の提供を図る。	・自然や環境をテーマとしたイベント、タビが注目を集めたイベントの開催・誘致 ・植栽の土壌条件の悪い箇所では、野球やソフトボール、テニスコート等のスポーツ系の市民が安易で気軽に楽しめる運動・健康エリアとしての土地利用、植栽土壌条件が良好な箇所では、風車や「環境」のシンボルとして活用しつつ、市民が思い入れするピオトープや花畑などの土地利用とすることにより地域との共生を図る ・共生の森、堺太陽光発電所、リサイクル工場や既存周辺工場・企業PR館を活用した産業・環境観光ルートの設定 ・堺第7-3区内を回遊する自転車通行空間の確保
③護岸のアクセス確保	
地理条件の悪さを克服し、また災害時のリダンダンシーも考慮した上で、周遊可能なルートの整備や海上アクセスの誘致を行なう等、複数のアクセス確保を図る。	・土地活用状況に応じて、臨海部をネットワーク化する連絡道路や企業活動の変化にあわせて新たな地区内道路、公共交通を長期的に検討 ・廃棄物運搬車や一般車両の利用別ルートや、地区を周遊可能なルート設定など円滑で安全な交通網・駅近駐車場の整備 ・堺田港や堺浜と結ぶ旅客船ターミナルによる海上アクセスの誘致・棧橋準備 ・内陸部の自転車道等ネットワークと連結する自転車通行空間によるアクセス確保
④土地利用促進に関する新工法の検討	
処分場跡地という弱みを克服するため、土地利用促進のための新工法を検討する。	・廃棄物処分場跡地での土地利用の可能性を広げるため、他の廃棄物処分場で実績のある新たな基礎工法（廃棄物や汚染水を流出させず遮水層を貫通する基礎杭工法）の採用による土地の高度利用や高層道路の検討 ・港湾施設の整備時に併せて護岸改良を行い、補強（併せてエコ護岸等の生物配慮化）
⑤新たな事業スキーム・環境配慮護岸への転換	
水際線がほとんど直立護岸で占められていることを踏まえ、新たな事業スキーム・環境配慮護岸への転換を図る。	・共生の森の丘陵部から大阪湾を望む見晴らし・休憩小屋等の設置 ・越境対策や消波機能を確保しつつ、既存消波ブロック護岸等を改良することにより市民の海との触れ合い空間を確保 ・消波護岸の機能強化にあたって、コンクリートガラ等の建設副産物の積極的な活用により、3Rの促進・循環型社会形成促進に寄与 ・建設副産物や産業関連副産物の活用にあたって、適正な管理・活用等が可能となる事業スキーム、事業展開や下り確保の検討 ・公民の埋立地の外周部に緑の確保を誘導する

※ 施策メニューは活性化方策を実現するにあたっての一例であり、今後具体的な検討を進め確定されるものである。

活性化コンセプト：いのち・環境を大切にする心を育む空間の市民還元

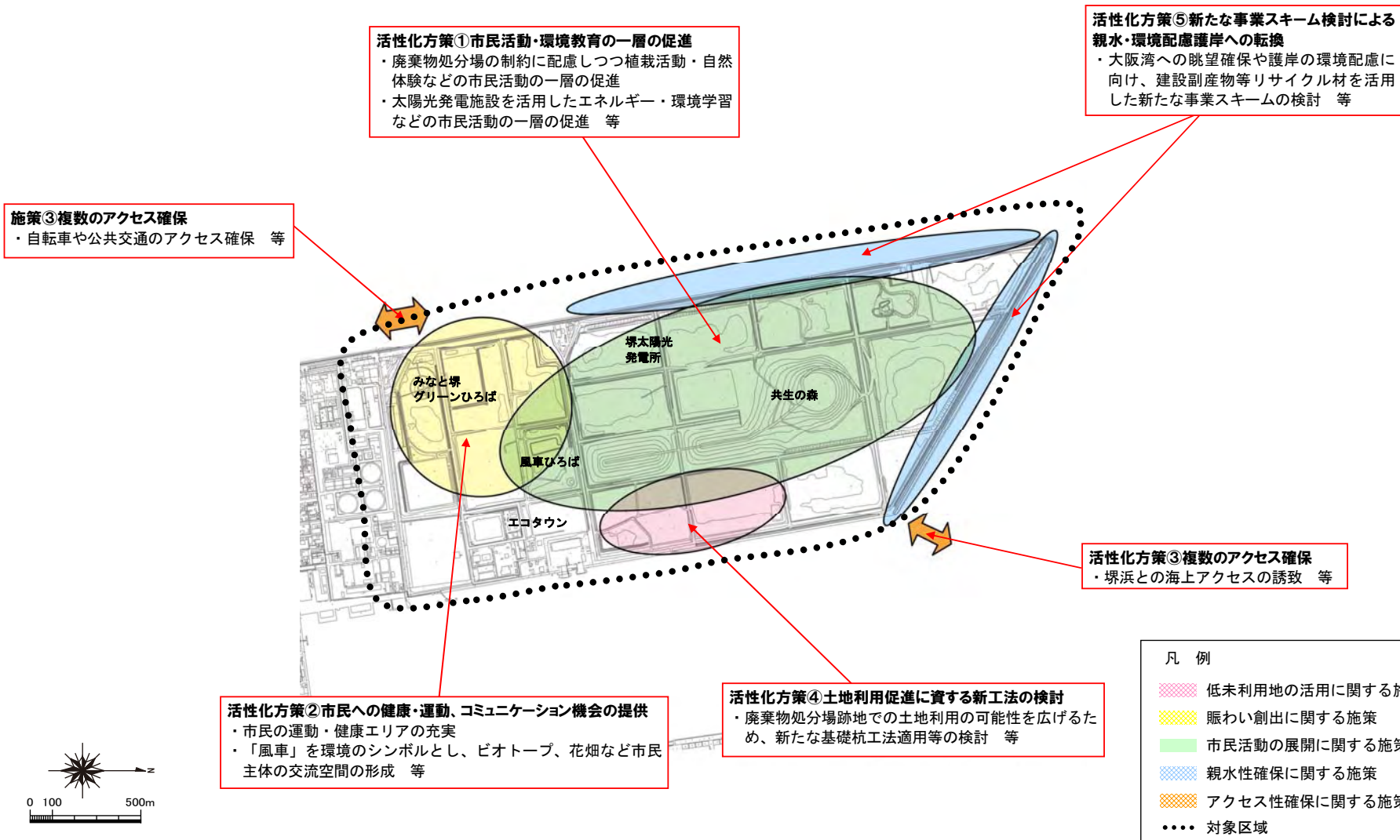


図 活性化方策の配置図（堺第7-3区）